**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍広島県山県郡北広島町東八幡原一三四〇番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　齋藤　皐雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年八月九日

広島市安佐南区毘沙門台東一丁目一一番三号　相続財産管理人　山城　健司

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍長崎県南松浦郡新上五島町有川郷七〇七番地四、最後の住所長崎県南松浦郡新上五島町有川郷二五九七番地一　被相続人　亡　田口　昭一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年八月九日

長崎県南松浦郡新上五島町有川郷五九三番地　相続財産管理人　宮川　正之

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍沖縄県中頭郡具志川村字宮里六一一番地、最後の住所沖縄県中頭郡具志川村字宮里一七九番地　被相続人　亡　島袋　ウシ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年八月九日

沖縄県うるま市字宮里一一六番地　相続財産管理人　中村　惠子

**無縁墳墓等改葬公告**

墓地整理のために無縁墳墓等について改葬することになりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十二年八月九日

一、墳墓等所在地　岡山県倉敷市上東六二七番地一、墳墓等の名称　泰然慈亮信士　到厳妙香信女　真戒妙義信女　證範智正童子　和宥童女　寂室散光信士　阿室智光信女　禪活禪定門　道念禪定尼　覚心成休信士　本蓮妙休信女　智覚道現信士　本光妙清信女　眞如妙観信女　見阿光道信士　智覺妙春信女　理本妙照信女　聞法得泉信士　板谷又六　定石恵香信士　慈光妙禪信女　乗観信士　乗蓮信女　我圓道照信士　春圓妙林信女　智泉童子　寿山妙貞信女　寶道浄心信士　新寂阿空信士　新寂妙栄信女　趙山靈珠信士　浄眼妙暉信女　勸應即諶信士　善窓妙昨信女　板谷佐吉　本有覚阿信士　蓮上院静翁玉真居士　法輪院静室妙貞大姉　渡辺吉三郎　観月妙輪信女　内田重郎兵衛　法室恵性信女　内田政吉　観室妙海信女　松白智水信士　旭光珠忍信女　道清信士　心鏡道岸信士　無漏浄海信女　清心密浄信士　道夫童子　寂然空教信士　一心即生信士　頓覚道入信士　朝覚童子　道順信士　頓覚宗清信女　頓乗妙蓮信女　常遊阿室信士　順義妙貞信女　實相観道信士　真相知道信女　等如知覚信士　覚浄妙知信女　楽邦智浄信士　覚月妙諦信女　覚心妙生信女　智宥童女　楠関造楠治三郎　寂雲自覚信士　花月妙光信女　妙精信女　麗光信女　現生信士　妙蓮信女　圓入信士　智空童女　義住信士　妙義信女　端清信士　妙清信女　帰本智寂信士　帰本妙寂信女　覚自信士　清現信士　妙体信女　妙清信女　法行得真信士　その他不詳三十基

一、死亡者の本籍及び氏名　不詳

一、改葬を行おうとする者　岡山県倉敷市上東六二八番地　宗教法人弘福山西方院

**旅行業協会弁済業務保証金認証事務開始の公告**

社団法人日本旅行業協会弁済業務規約第十一条第二項の規定により次のとおり公告します。

一　当協会の保証社員である旅行業者

㈠　旅行業の業務の範囲　第一種旅行業

㈡　登録番号　観光庁長官登録旅行業第一八二一号

㈢　商号　株式会社ジオス

㈣　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　株式会社ジオス　東京都品川区大崎一丁目六番四号　代表取締役　楠　恒男

㈤　主たる営業所の所在地　東京都品川区大崎一丁目六番四号新大崎勧業ビル四階

㈥　旅行業の登録年月日　平成十九年二月一日

二　前項の旅行業者（以下「認証対象保証社員」という。）について、平成二十二年七月二十一日、旅行業法施行規則第四十五条の規定に基づく最初の認証申出がありました。

三　認証対象保証社員との旅行業務に関する取引で当協会の保証社員であった期間におけるものによって生じた債権に関し旅行業法第二十二条の九第一項の権利を有する者は、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書二通に当該権利を有することを証するに足りる書類その他の必要書類を添付して当協会に提出してください。なお弁済限度額は七千万円です。

四　前項により認証申出書の提出があった場合の当協会の認証に係る事務は次により行います。

㈠　認証に係る事務は認証申出書の受理の順序に従って行います。

㈡　前号の受理については、最初の認証申出のあった日から六十日を経過した日までになされた認証の申出は、当該最初に認証の申出のあった日から六十日を経過した日に受理されたものとみなします。

平成二十二年八月九日

東京都千代田区霞が関三丁目三番三号　社団法人日本旅行業協会　会長　金井　耿

**宅地建物取引業保証協会弁済業務保証金取りもどし公告**

宅地建物取引業法第64条の11第４項の規定により次のとおり公告します。

社団法人不動産保証協会（以下「保証協会」という。）の社員である下記の者と、宅地建物の取引を行ったことにより生じた債権につき、宅地建物取引業法第64条の８第１項の規定に基づき、弁済の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に同法施行規則第26条の５第１項に規定する認証申出書３通を保証協会に提出して下さい。なお、認証申出書の提出がないときは、下記の者に係る弁済業務保証金分担金は同人に返還されます。

平成 22 年８月９日

東京都千代田区紀尾井町３番30号　社団法人不動産保証協会

記

| 年度番号 | 商号又は名称 | 免許証番号 | 主たる事務所の所在地 | 営業保証金相当額 |
|---|---|---|---|---|
| 平22不保545 | 菱岩興和建設株式会社 | 北海道知事石狩(4)6163 | 北海道札幌市北区篠路3条5―1―41 | 1000万円 |
| 平22不保546 | 有限会社アオキ商会 | 北海道知事石狩(3)6352 | 北海道札幌市中央区北4条東2―8―6 | 〃 |
| 平22不保547 | 株式会社シンユウホーム | 北海道知事石狩(1)7172 | 北海道札幌市白石区南郷通11丁目北1―20 | 〃 |

| 代表者の氏名 | |
|---|---|
| 代表取締役 | 岩川弥夫 |
| 代表取締役 | 青木佑司 |
| 代表取締役 | 鈴木伸一 |

**有料職業紹介事業保証金取戻し公告**

有料職業紹介事業保証金規則廃止等に関する省令（平成十五年法務省令・厚生労働省令第二号）第二条第一項の規定に基づき次のとおり公告します。

一　保証金の取戻しをしようとする者の氏名又は名称並びに事業所の名称及び所在地　ネットワーク大阪　ネットワーク大阪　大阪府守口市馬場町一丁目五―一番地エースビル二〇三号

二　保証金の額　金三十万円

三　前号の保証金につき職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第八十二号。以下「法」という。）の施行前に当該保証金につき法第一条の規定による改正前の職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十二条の二第二項の権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から六箇月以内に、その債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書二通を当該公告をした者の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出して下さい。

四　前号の申出書の提出がないときは、第二号の保証金が取り戻されます。

平成二十二年八月九日

大阪府守口市馬場町一丁目五―一番地ヨースビル二〇三号　ネットワーク大阪　嘉寺　護